

機械（精密機械を除く）器具製造業におけるその他の一般動力機械を起因物とする死傷災害発生事例

(2017年)

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
5	11~12	トイレ介助中、利用者の前方を介助する役割であった。利用者がトイレが終わり、車椅子に移る際、利用者の膝が崩れ前方に倒れたため支えたところ、利用者の体重がかかったため背中が反り痛めてしまった。	29	50~99
5	11~12	C工場シャワー洗浄機にて、L6工程上がり品をシャワー洗浄作業を行う為、洗浄機コロコンにのせ移動させたところ、コロコン台がずれて傾きロット缶が落下した為、洗浄機のアングルとそのロット缶との間で右手小指を挟んだ。	36	300~499
6	19~20	社内作業場で充填装置製作、調整中に、右手での電磁弁の誤操作により、バルブ部エアシリンダーの接続箇所の汚れを拭き取ろうとして、左手人差し指を挟んでしまい、第一関節部付近を断裂した。	37	1~9
6	14~15	歩行型全自動野菜移植機の圃場耐久試験中、植付速度時速1.7kmで走行中の機械の横につき、歩きながら機械の状況を観察していた。その時、クローラ内部に溜まった土が気になり、蹴って落とそうと左足を入れたところ、上部スプロケットとクローラの間で左足先端が挟まれた。	28	1000~9999
7	16~17	工場内において、トラックフレームに穴をあける作業中、ドリルのキリがひっかかり、そのドリルの回転方向と逆に持っていかれた時、残った指がねじれ骨折した。	43	30~49
7	9~10	整備工場内でコンバイン修理のためコンバインのキャタピラーを取り出す際に右手首をひねった。	38	1~9
7	8~9	通常はエアーホースを抜き、治具の交換をするが、その時に限り、エアーホースを差したまま入れ替えを行った。間違えて右手がレバーに触れたため、機械の一	43	50~99

		部が動き出し、左手の小指が挟まれ負傷した。		
10	15～ 16	ヘルメット、安全靴、革手袋を装着の上、ロッドスクレッパーを試運転中、異音がするためその原因を探ろうとし、動いているスクレッパー（糞尿処理機）のパドルの下にバールを差し込んだところ、尿構壁とバールの間に左手が挟まり、そのまま巻き込まれ左手小指第一関節が裂傷、骨折した。	46	1～9
10	15～ 16	ヘルメット、安全靴、革手袋を被着の上、ロッドスクレッパーを試運転中、異音がするため、その原因を探ろうとし、動いているスクレッパー（糞尿処理機）のパドルの下にバールを差し込んだところ、尿溝壁とバールの間に左手が挟まりそのまま巻き込まれ、左手小指第一関節部が裂傷、骨折した。	46	50～ 99
11	17～ 18	被災者は工場で、テスト中の装置（電子線滅菌機）を分速約100mmで動かしながら、布にアルコールを染み込ませたもので拭き取り清掃を行っていた。右手をスプロケットのリブと軸支持横梁の間（約30mm）の間に右手（3～5指）を挟まれ挫創した。	31	100 ～ 299
11	12～ 13	ブロック平面研削盤DR200GS6201の排水口が、研削スラッジで詰まり、機械からクーラント液が漏れていた。休憩時間中に通行していた社員より連絡を受け、本人が調整用窓を開け、右手を入れて清掃を行った。その時に機械が急に動き出し、右手がテーブルに挟まれ負傷した。	54	500 ～ 999
12	13～14	部品加工中、加工が終わるまでに寸法計測をしようとしていたが、内線電話が掛かってきて、それに対応した。その後、電話対応したことにより加工が終わるまでの時間が短くなったので、急いで寸法計測を行おうと、機上に置いていた計測器具を取ろうとしたとき、回転中の工具に衣服のボタンが引っ掛かり巻き込まれた。	68	10～ 29

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html